

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 資格審査申請書等に関する質問・回答

最終更新日: 令和元年11月18日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
1	11月8日	公募説明書	14	5	3)	(1)	納税証明書	「本市税」とは宮崎市税という解釈なのか	お見込みのとおり
2	11月8日	公募説明書	14	5	3)	(1)	納税証明書	宮崎市に事業所がない場合、本社の「国税」に係る納税証明書のみを提出すればよろしいか。市税の納税証明は本社所在の自治体、あるいは応募予定の支店所在の自治体の証明書でも可か。	「本社所在地の国税に係る納税証明書」と「本市の納税証明書」の両方が必要となります。なお、応募企業又は構成企業のうち、本市に本社・支店・営業所等がなく、本市の課税対象となっていない事業者は、本市の「納税証明書」に代えて「滞納無証明書」を添付してください。この場合に公募説明書14ページに記載の市民課証明係への事前問い合わせをされる場合は、本市に本社・支店・営業所等が無い旨をお伝えください。
3	11月8日	公募説明書	14	5	3)	(1)	納税証明書	納税証明書は本書を提出部数(7部)必要か	納税証明書(滞納無証明書)については、原本を正本に添付のうえ、副本(6部)については、その写しを添付してください。
4	11月8日	公募説明書	14	5	3)	(7)	履歴事項全部証明書	履歴事項全部証明書は本書を提出部数(7部)必要か	履歴事項全部証明書は正本・副本ともに全て写しで可です。ただし資格審査申請書提出日より2ヶ月以内に発行されたものとしてください。
5	11月18日	公募説明書	1	1	1)		本事業の内容	「運転管理業務を行う構成企業が複数である場合は、特別目的会社の設立は必須」とありますが、会社設立には出資する企業において手続きに数か月の時間を要し、提示されたスケジュールに間に合わない恐れがあるため、新たな会社を設立せずに、現事業を担っている特別目的会社を継続して活用してもよろしいか。	公募説明書19頁「8.事業者の設立」に記載のとおり、特別目的会社の設立は公募段階で事業者に求めるものではなく、優先交渉権者となった後に契約締結までの間に設立を求めるものです。なお、本公募に係る事業の実施を目的とした特別目的会社が存在する場合、その特別目的会社を継続して活用することは可能です。
6	11月18日	公募説明書	11	4	3)	(5)	国税	納税証明書はその3の3を提出すればよろしいでしょうか。また、正本・副本ともに写しでよろしいでしょうか。	国税については、所轄税務署発行の納税証明書です。正本・副本ともに写し可とし、法人税、消費税及び地方消費税(書式その3の3)とします。一方、市税の滞納無証明書については、回答番号3に記載のとおり、正本に原本を添付のうえ、副本は写しで可とします。

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 資格審査申請書等に関する質問・回答

最終更新日: 令和元年11月18日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
7	11月18日	公募説明書	12	4	4)		運転管理等業務を行う企業の要件	「3年以上の受託実績」とは、現在稼働中の施設における、直近3年間の受託実績という理解でよろしいでしょうか。	現在稼働中の施設に限らず、既に閉鎖・廃止された施設も含め、公募説明書に定める要件を満たす施設の受託実績を有すれば要件を満たす取扱とします。
8	11月18日	公募説明書	12	4	4)		運転管理等業務を行う企業の要件	「また、構成企業が特別目的会社の一員として…業務受託実績を有する場合…」とありますが、特別目的会社の一員の証明は、構成企業が特別目的会社の株主である証明【株主等の名簿】最新版(H28.4.1)でよろしいでしょうか。	特別目的会社が受注実績を有することが確認できる資料(契約書写し等)に加え、「構成企業が特別目的会社の株主である証明」を添付資料としてご提出ください。ただし、特別目的会社の株主名簿だけでは、当該構成企業が公募説明書に掲げる①～⑧のうち、どの業務の受託実績を有するかが判別できませんので、【様式第5号】に具体的な記述をお願いいたします。本市は【様式第5号】に記載された発注機関に問い合わせる等して、構成企業が要件を満たす受託実績を有するか否かについて確認する場合があります。
9	11月18日	公募説明書	14	5	4)		資格審査申請書等の提出方法	副本の中身については、原本ではなく全て複写物でよろしいでしょうか。	副本の中身については、全て正本の複写で可です。